

「グループホームの再編に反対します！！」

グループホームの再編に反対する緊急行動ネットワーク

1989年、グループホーム制度は、「日常生活における援助を行うことにより、知的障害者の自立生活を助長することを目的」として創設されました。そして、グループホームは地域生活における生活の場として位置づけられました。制度化されて30年以上が経ち、まだまだ課題は残しながらも、現在では全国で14万人以上の方がグループホームで暮らしています。入所施設から地域移行した人と家族から自立した人です。

今、グループホームの再編が検討されています。その中には、グループホームで暮らしている人に大きな影響を及ぼす内容があります。

(検討されている見直し案)

- ・障害支援区分が低い中軽度の方は、訓練を目的としている「経過型」の利用となり、3年などの一定期間を経たら、グループホームで暮らせなくなる。
- ・障害支援区分が高い重度の方は、グループホームの定員が最大10名の現在よりも大規模なグループホームで暮らす可能性がある。また、個人を対象にしたヘルパーの利用が制限される。

これだけの大きい変更があるにもかかわらず、グループホームで暮らしている人やグループホームを運営する事業者の意見は聞いていません。厚生労働省が主導した検討委員会の構想だけで、グループホームのあり方が変わるとしたら、大きな問題です。

(現在グループホームで暮らしている人たちの意見)

- ・グループホームでは、親から自立をして、世話人に助けをもらいながら自分の望む暮らしができています。
- ・入所施設の時、職員に命令をされていた。今は世話人がやさしいので安心して暮らせています。
- ・一人暮らしの時、食事はほとんど作らなかった。1人でさみしかった。
- ・一人暮らしをしたい人には、一人暮らしができるように制度を作ってほしい。そして、重度の方も、一人暮らしをしたい人はできるようになってほしい。
- ・障害者の意見を聞いてください。無理やり一人暮らしをさせるのですか？
- ・私のグループホームは重度の方も軽度の方も一緒に暮らしています。これからも、その人たちと一緒に暮らしたい。

- ・これからも、ヘルパーを使えるようにしてください。
- ・グループホームの人数を多くするのは、入所施設のようになります。
- ・だれとどこでくらすかは、私たちの権利です。

グループホームで暮らしている人たちの意見にもあるように、グループホームは、障害者にとって安心して暮らすことのできる場であるべきです。今回のグループホームの再編案は、軽度の人には訓練の場として考えています。訓練をし、グループホームの暮らしに期限をつけることは、本当に障害者の立場に立って考えていることでしょうか。

福祉の本来の目的は、障害者を訓練して健常者に近づけようとするのではなく、障害程度に関わらず、どんな差別も偏見も受けることなく、地域で暮らせるように支援をすることです。

その実現に向けて共に活動をしましょう。

グループホームの再編に反対です。

(参考のために)

現在検討されているグループホームの再編案は、以下の法律にも違反します。

日本国憲法第22条

何人も公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する

障害者基本法第3条

すべての障害者は、どこでだれと生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することが妨げられないこと。

国連障害者権利条約第19条

障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、およびどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する事を負わないこと。

2021年10月8日

代表世話人 林 淑美 (東大阪市)
山田 義昭 (高槻市)
渡辺 哲久 (奈良県)
津田 茂樹 (枚方市)
勝井 操 (大阪市)